

令和5年度、令和6年度及び令和7年度  
 山口市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査申請要領

山口市（上下水道局を含む。）が発注する建設コンサルタント業務等に関する競争入札に参加するための資格審査を希望される事業者は、以下の要領により申請書類を提出してください。

申請書類の提出について

1 資格審査の申請期間、申請方法及び提出先

- (1) 申請期間 令和5年4月1日以降、毎月1日から15日まで  
 （閉庁日を除く。15日が閉庁日の場合は、直後の開庁日まで。）
- (2) 申請方法 郵送によること（宅配便も可） ※期間内必着  
※申請書類の受付確認について、受付票等の返送はいたしません。確認が必要な方は、書留等の配達確認が可能な方法で送付してください。  
なお、申請書類受付確認に関するお電話については御遠慮ください。
- (3) 提出先及び問い合わせ先 〒753-8650 山口市亀山町2番1号 山口市契約監理課 宛  
 TEL 083-934-2710 FAX 083-934-2682  
**※封筒の表に「コンサル申請書在中」と朱書きをお願いします。**

2 競争入札参加資格の有効期間

申請日の翌月1日から令和8年3月31日まで（例：4月申請分→5月1日認定）

3 競争入札参加資格

一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は個人とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者でないこと。
  - ・ 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 次のいずれかに該当して競争入札に参加させないことができるとされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
  - ・ 契約の履行に当たり、故意に役務を粗雑に行い、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ・ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ・ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
  - ・ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - ・ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - ・ 上記アからカまでのいずれかの規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3)市町村税（特別区においては、区税及び都税）を滞納していない者であること。

法人の場合は、山口市と契約を締結する本店又は委任先の支店・営業所等（以下「契約本店・営業所」という。）の所在地の市町村（東京23区は、都）における全ての税目を対象とする。

また、山口市外に契約本店・営業所を置く法人で、山口市内に有する事務所（支店、営業所、連絡所など）がある場合は、上記に加えて山口市における全ての税目も対象とする。

個人の場合は、居住地の市町村（東京23区は、区及び都）における全ての税目を対象とする。

なお、対象の税目について、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により徴収の猶予を受けているときは、滞納していないものとみなす。

(4)登録を希望する業務において、法令の規定により官公署等の登録や許可などが必要な場合においては、当該登録等を受けている者であること。

#### 4 登録業務

以下の登録を希望する業務に応じた申請者の資格を有する者であること。

業務名	申請者の資格
測量業務	測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者の登録を受けている者
建築関係建設コンサルタント業務	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所の登録を受けている者。ただし、建築設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する建築設備をいう。）に係る設計又は工事監理に関する業務を営む者については、この限りでない。
土木関係建設コンサルタント業務	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けている者。ただし、山口市内に本店を置く事業者については、この限りでない。
地質調査業務	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定による登録を受けている者
補償関係コンサルタント業務	補償関係コンサルタント業務を営んでいる者。ただし、当該業務に関し法律の規定に基づき営業に関する登録が必要とされるものにあつては、当該登録を受けている者に限る。 (例) <ul style="list-style-type: none"><li>・不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項による登録を受けている者</li><li>・土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条第1項の規定による登録を受けている者</li></ul> ※土地家屋調査業務については、調査士会に入会していない調査士又は調査士法人でない者（協会を除く。）は営業できません（土地家屋調査士法第68条）。

**5 申請書類**    ◎：必須    △：備考を参照し提出の有無について判断が必要

次の申請書類を、順番どおりに並べ、事前に申請書類をチェックの上、申請書類チェックリストを一番上に添付し、A4版フラットファイル(A4-S/色指定なし)に綴じて提出してください(表紙、背表紙には、貴社名を記入してください。)

申請書類		備考
申請書類チェックリスト	◎	下記申請書類を順番に並べ、提出書類をチェックする
① 競争入札参加資格審査申請書	◎	様式第1号
② 業態調書	◎	様式第2号
③ 技術者数調書	◎	様式第3号
④ 使用印鑑届／委任状	◎	様式第4号
⑤ 資本関係及び役員兼任に関する調書	◎	様式第5号
⑥ 事務所等位置図及び事務所等写真	△	様式第6号-1、様式第6号-2 次のいずれかに該当する場合は必須 (1) 競争入札参加資格審査申請書【1】の本店で契約する場合、本店が山口市内の場合 (2) 競争入札参加資格審査申請書【2】の委任先で契約する場合、委任先が山口市内の場合 (3) 競争入札参加資格審査申請書【3】に記載がある場合
⑦ 登録証明書等の写し	△	<b>登録業務により必須とする資格を有することが確認できる登録証明書等の写しの提出が必要</b>
⑧-1 登記事項証明書(登記簿謄本)	◎	【法人の場合必要】所管の法務局で交付
⑧-2 身分証明書	◎	【個人の場合必要】本籍地の市区町村で交付
⑨-1 財務諸表 (決算報告書の写し)	◎	【法人の場合必要】申請日直前の1営業年度分 (決算の確定したもの)
⑨-2 財務諸表 (貸借対照表及び損益計算書の写し。これらを作成しない場合は収支決算書の写し。)	◎	【個人の場合必要】申請日直前の1営業年度分 (決算の確定したもの)
⑩ 市町村税の「滞納の無いことの証明書」 又は全ての税目の「納税証明書」  ※東京23区においては都税 (個人は区税及び都税) ※国税、県税の証明書は不要。 ※地方税法の規定により徴収の猶予を受けている場合の提出書類は、6ページを参照。	◎	【法人の場合】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本店で契約する場合 本店の所在地のもの</li> <li>・委任先(本店以外の営業所等)で契約する場合 その営業所等の所在地のもの</li> </ul> 上記に加え、様式第1号「競争入札参加資格審査申請書【3】に記載がある場合は、山口市の「滞納の無いことの証明書」を併せて添付。  【個人の場合】居住地のもの
⑪ A4フラットファイル	◎	表紙、背表紙に貴社名を記入
⑫ 返信用封筒(認定通知書送付用)	◎	長形3号 宛先記入 84円切手貼付

**【注意事項】**

※⑧⑩の各証明書については、写し可としますが、申請日前3箇月以内に証明されたもののみ有効となります。

## 申請及び記入における注意事項について

### 1 申請における注意事項

- (1) 申請書類については、前回申請時から変更していますので、必ず山口市ウェブサイトからダウンロードしたものを使用してください。
- (2) 申請書及びその添付書類に虚偽の記載をし、又は重要な記載をしなかった場合には、競争入札参加資格の認定が受けられないことがあります。また、認定を受けた後に、それらの事実が判明した場合は、認定を取り消すことがあります。
- (3) 補正を求められた場合、指定された補正期限までに補正が行われなかったときは、当該申請による認定は行いません。

### 2 申請書類の記入における注意事項

#### ①競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

【法人番号】	国税庁長官から通知された13桁の法人番号を記入してください。なお、個人の場合など、法人番号の通知を受けていない場合には記入は不要です。
【1】【本店】	「登記簿住所」の欄は、「本店住所」の欄に記入された住所と登記簿の住所が異なる場合に記入してください。 ※本店で契約する場合は、契約書等に記載する名称・役職名等を正確に記入してください。また、メールアドレスは、電子入札システムの利用者登録をしている場合は、その登録と同じものを記入してください。
【2】【委任先の支店・営業所等】	※本店で契約を締結せず、その権限を支店・営業所等に委任する場合に限り記入してください。 ※契約書等に記載する名称・役職名等を正確に記入してください。 ◆メールアドレスは、電子入札システムの利用者登録をしている場合は、その登録と同じものを記入してください。
【3】【上記【1】【2】以外に山口市内に有する事務所がある場合】	山口市内に、契約の権限のない支店・営業所・連絡所等を有する場合は記入し、山口市税の滞納の無いことの証明書を添付してください。
【4】【法人・個人の別】	【法人の場合】法人の欄に○を記入してください。 【個人の場合】個人の欄に○を記入してください。
【5】【営業年数】	申請日現在の営業年数（1年未満の端数は切り捨て）を記入してください。
【6】【従業員総数】	◆申請日現在の人数を記入してください。 ◆常時雇用している者については「技術職員」「事務職員」のいずれかの欄に人数を記入し、役員・非常勤雇用の者については「その他職員」の欄に人数を記入してください。 ◆「委任先のみ」の欄には、【2】に記入した委任先の支店・営業所等の人数を記入してください。
【7】【申請担当者】	提出書類等の問い合わせに回答できる担当者の氏名及び電話番号を記入してください。

#### ②業態調書（様式第2号）

- ・「登録の有無」欄…法律、登録規程による登録を受けている業務について「○」を記入してください。
- ・「入札参加希望」欄…参加資格を有し、入札参加を希望する業務について「○」を記入してください。  
※「建築関係建設コンサルタント業務」欄中「暖冷房」、「衛生」、「電気」、「工事監理（建築）」、「工事監理（機械）」及び「工事監理（電気）」については、建築士事務所登録の有無に関係なく入札参加を希望できます。  
※山口市内に本店を置く事業者に限り、「土木関係建設コンサルタント業務」欄中「建設コンサルタント登録」については、建設コンサルタント登録の有無に関係なく入札参加を希望できます。
- ・「実績高」欄…入札参加を希望する業務ごとに、申請日直前の2営業年度（決算の確定したもの）の年間平均実績高を記入してください。営業所が本店のみの場合は、「契約営業所のみ」欄は、「会社全体」欄と同額を記入してください。

### ③技術者数調書（様式第3号）

競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)の【6】「技術職員」欄に技術職員数を計上している場合は、資格別に人数を記入してください。なお、1人の技術者が重複して資格を取得している場合は、それぞれに記入してください。

### ④使用印鑑届／委任状（様式第4号）

本店契約の場合 (使用印鑑届に相当)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 1 <u>にのみ</u>必要事項を記入してください。</li><li>・ 使用印欄に見積書や契約書に押印する印鑑（<b>丸印</b>（<u>「代表取締役之印や代表者之印等の代表者を示すもの」</u>））を押印してください。<b>社印</b>（いわゆる角印）は使用印としては認められませんので御注意ください。</li></ul>
支店・営業所等の 委任先で契約する 場合 (使用印鑑届及び 委任状に相当)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 2 <u>にのみ</u>必要事項を記入してください。</li><li>・ <b>受任者印(使用印)</b>欄に、受任者(支店長、営業所長等)が見積書や契約書に押印する印鑑（<b>丸印</b>（<u>「支店長之印や所長之印等の委任先の代表者を示すもの」</u>））を押印してください。<b>社印</b>（いわゆる角印）は使用印としては認められませんので御注意ください。</li><li>・ <b>建設コンサルタント業務等に係る本市との契約は、全て当該委任先と締結することになります。金額や契約内容、業務により委任先を変更することは原則できません。</b></li><li>・ 委任期間は、申請日の翌月1日から令和8年3月31日までとなります。</li></ul>

※1及び2の両方に記入押印した場合は無効となりますので、必ず1又は2のいずれか一方に記入押印してください。

※鮮明な印影となるよう、濃い朱肉を使用し、ずれたりすることのないように押印してください。

### ⑤資本関係及び役員兼任に関する調書（様式第5号）

- ・ 資本関係（親会社等、子会社等）及び役員兼任については山口市の競争入札参加資格者名簿への登録の有無に関係なく記入してください。
- ・ 【親会社等の状況】は、会社法第2条第4号の2の規定によるものが対象です。有、無のどちらかを○で囲んでください。「有」を選択した場合は、親会社等の状況について記入してください。
- ・ 【子会社等の状況】は、会社法第2条第3号の2の規定によるもののうち、様式第2号「業態調書」に掲げる業務のいずれかを営む会社等のみが対象です。有、無のどちらかを○で囲んでください。「有」を選択した場合は、子会社等の状況について記入してください。
- ・ 【兼任役員の状況】は、兼任先の会社等が様式第2号「業態調書」に掲げる業務のいずれかを営む会社等である役員のみが対象です。有、無のどちらかを○で囲んでください。「有」を選択した場合は、兼任役員の状況について記入してください。

・ 「親会社等」「子会社等」「役員」その他の用語の定義や詳細事項は、別に示しています「資本関係・人的関係の取扱基準」によります。※社外取締役、会計参与、監査役、執行役員は「役員」の対象外。

※ 虚偽の内容を記載したときや、記載内容に変更があったにも関わらず変更届の提出がないときは、指名停止の対象となる場合や入札を無効とする場合があります。

### ⑥事務所等位置図及び事務所等写真（様式第6号－1、－2）

#### 【山口市内に本店・支店等を置く事業者の場合のみ】

- ・ 本店、支店及び営業所・連絡所等を山口市内に置く場合は、提出してください（**委任されていない営業所等も提出が必要です。**）  
※様式1号競争入札参加資格審査申請書【1】【2】で記載した本店・支店等のいずれかが山口市内の場合、又は【3】に記載がある場合。

- ・ 事務所外観写真は、看板等の事務所と分かる表示が写っているものとしてください。
- ・ 事務所等位置図は、事務所等（委任がある場合は委任先）の所在地図を記入してください。なお、周辺の道路や目標等が確認できる内容としてください。

また、住宅地図やデジタル画像を出力したものやパンフレット等で確認できるものであれば添付も可とします。ただし、周辺の道路や目標等が確認できる内容としてください。

**※常駐する従業員がいない場合は事務所として認められません。**

### ⑦登録証明書等の写し【登録業務により必須】

資格を有することが確認できる有効期限内の登録証明書等を添付してください。

### ⑧登記事項証明書(登記簿謄本)又は身分証明書<写し可>

(※申請日前3箇月以内に証明されたもののみ有効)

申請者が法人の場合は所管の法務局発行の登記事項証明書(登記簿謄本) <写し可>を、個人の場合は本籍地の市区町村発行の身分証明書<写し可>を添付してください。

### ⑨財務諸表<写し可>

申請者が法人の場合は、決算報告書の写しを、個人の場合は、貸借対照表と損益計算書の写しを添付してください。貸借対照表・損益計算書を作成していないときは、収支決算書の写しを添付してください。

なお、申請日直前の1営業年度のもの(決算の確定したもの)を添付してください。

### ⑩市町村税の「滞納の無いことの証明書」又は全ての税目の「納税証明書」<写し可>

(※申請日前3箇月以内に証明されたもののみ有効)

対象となる税目について、地方税法の規定により徴収の猶予を受けており、滞納していないことを証明する書類を提出できない場合は、納税証明書<写し可>と対象となる税目の徴収の猶予制度の適用を受けていることを示す書類の写しを添付してください。

※東京23区は都税が対象です(個人にあっては都税及び区税)。

※国税・県税の提出は不要です。

### ⑪A4フラットファイル

色指定なし。表紙、背表紙に貴社名を記入してください。

### ⑫返信用封筒(認定通知書送付用)

返信用封筒(長形3号、宛先記入、84円切手貼付)を添付してください。

※技術者経歴書、公共測量等経歴書及び一括委任状は廃止しました。

※申請書等の実印の押印を廃止しました。

※印鑑証明書の提出は不要としました。

## 申請内容に変更があったときは

申請後、その内容に変更があったときは、競争入札参加資格審査事項等変更届（様式第7号）（以下「変更届」という。）及び必要書類（下記【別表】参照）を速やかに契約監理課へ提出してください。変更届の様式は、必ず山口市ウェブサイトからダウンロードしたものを使用してください。

変更届の提出者は代表者となります。**なお、変更があったにも関わらず変更届の提出がない場合、入札に参加できない場合がありますので御注意ください。**

【別表】※各証明書については、写し可としますが、申請日前3箇月以内に証明されたもののみ有効となります。

変更内容	提出書類
1. 登録更新	・登録証明書(通知書)の写し(登録等が必要な場合のみ)
2. 入札参加希望業務の追加、削除	・変更届 ・登録証明書等の写し(登録等が必要な場合のみ)
3. 技術者数の変更	・技術者数調書
4. 企業合併	・競争入札参加資格承継承認申請書 ・資格承継を証明する書類(合併に関する契約書等) ・新規登録時と同じ申請書類一式(返信用封筒は不要)
5. 資本関係・役員兼任状況の変更	・資本関係及び役員兼任に関する調書
6. 本社及び本店関係の変更	
①組織・社名変更	・変更届 ・使用印鑑届/委任状 ・登記事項証明書
②住所変更	・変更届 ・使用印鑑届/委任状 ・登記事項証明書 ・新住所地の市町村税の「滞納の無いことの証明書」又は全ての税目の「納税証明書」(本社・本店で山口市と契約する場合で、所在市町村が変わる場合) ・事務所等位置図・事務所等写真(本社・本店の住所が山口市の場合のみ)
③代表者変更	・変更届 ・使用印鑑届/委任状 ・登記事項証明書(法人の場合) ・個人事業主が他者へ事業を受け渡すときは、承継承認申請となりますので、お問い合わせください。
④TEL・FAX 番号等の変更	・変更届
7. 支社及び支店関係の変更(委任関係がある支店等の場合のみ届出が必要)	
①住所変更	・変更届 ・使用印鑑届/委任状 ・登記事項証明書(登記に支店等の記載がある場合) ・新住所地の市町村税の「滞納の無いことの証明書」又は全ての税目の「納税証明書」(支店等の所在市町村が変わる場合) ・事務所等位置図・事務所等写真(山口市内の支店等の住所変更のみ提出)
②名称の変更	・変更届 ・使用印鑑届/委任状 ・登記事項証明書(登記に支店等の記載がある場合)
③支店長等の変更	・変更届 ・使用印鑑届/委任状
④支店等の廃止 (本店での契約へ変更)	・変更届 ・使用印鑑届/委任状 ・本店の所在地の市町村税の「滞納の無いことの証明書」又は全ての税目の「納税証明書」
⑤TEL・FAX 番号等の変更	・変更届
8. 受任者の設定	・変更届 ・使用印鑑届/委任状 ・登記事項証明書(登記に支店等の記載がある場合) ・受任者の住所地の市町村税の「滞納の無いことの証明書」又は全ての税目の「納税証明書」 ・事務所等位置図・事務所等写真(受任者の住所が山口市の場合のみ提出)
9. 山口市内の支店等の設立・廃止(上記7又は8以外)	・変更届 ・山口市の「滞納の無いことの証明書」(設立の場合) ・事務所等位置図・事務所等写真(設立の場合)
10. 使用印変更	・変更届 ・使用印鑑届/委任状
11. 廃業の場合	・変更届
12. 入札参加資格の取消を希望する場合	・変更届

※登記事項証明書の提出が必要な場合において、登記の変更までに相当の日数を要するときは、株主総会の記録等、変更内容及び変更日が確認できる書類の写しをもって代えることができます。この場合は、後日、変更内容が記載された登記事項証明書（写し可）を提出してください。

※東京23区の例外・・・税に関する証明は、都税が対象です。23区内の住所変更の場合は、税に関する証明のみ提出不要です（個人については、都税及び区税が対象ですので、区が変わる際も提出が必要です。）。

#### 更生手続等の開始の決定を受けた会社等の特例について

競争入札参加資格を有する者が、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたときは、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として再度資格審査を行うことができます。この場合において、当該決定を受けた事業者は、下記の書類を提出してください。

##### 【申請書類】

- ・競争入札参加資格再審査申請書（様式第8号）
- ・更生手続等に関する書類（更生手続開始の決定書等）
- ・新規登録時と同じ申請書類一式（返信用封筒は不要）

#### 競争入札参加資格の承継承認申請について

次に掲げる者が競争入札参加資格を承継しようとする場合は、下記の書類を提出してください。

- (1) 有資格業者が死亡した場合におけるその相続人
- (2) 有資格業者が法人を設立した場合におけるその法人
- (3) 有資格業者が廃業した場合におけるその営業を譲り受けた者
- (4) 有資格業者が合併した場合における合併後存続する法人又は合併によって設立した法人

##### 【申請書類】

- ・競争入札参加資格承継承認申請書（様式第9号）
- ・資格継承を証明する書類（合併に関する契約書等）
- ・新規登録時と同じ申請書類一式（返信用封筒は不要）